

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

270

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務付けの廃止

具体的な支障事例

国土交通省のインフラ長寿命化基本計画を受けて文部科学省がインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している。令和3年3月に改訂された内容では、個別施設計画について、5年程度での見直しや、見直しの際に重要項目の全ての記載を盛り込むことなどを各管理者に促しているため、策定には多大な事務負担が生じる。文科省においては、個別施設計画の策定が、国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請の前提条件とされており、また、総務省においては、個別施設計画の策定が、公共施設等適正管理推進事業債の起債の要件とされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

令和3年4月8日3文科施設第17号文科省大臣官房長通知、平成31年1月8日30施施助第13号文科省施設助成課長通知、平成31年4月2日総務省財務調整課事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市

○当県においては、全ての市町村で長寿命化計画の策定が完了しているが、策定をする際に、自治体規模が小さく、職員が少ない市町村においては、計画の策定や見直しに人員を割くことが難しいという意見があった。

各府省からの第1次回答

【総務省】

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる集約化・複合化、長寿命化等、地方自治体における公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられたものである。

この公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的に公共施設等の適正管理を進めるに当たっては、

中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとの対応方針を検討し、取組を実施していくことが基本的な考え方であることから、個別施設計画の策定を公共施設等適正管理推進事業債の活用要件としている。なお、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月28日)においては、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

【文部科学省】

インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)に基づき、国や地方公共団体は行動計画を策定するとともに、各インフラの管理者は個別施設計画毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)を策定することとされている。個別施設計画は、厳しい財政状況の中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りながら、施設の機能維持や安全性を確保するための計画であり、メンテナンスサイクルの核となるものである。

このため、地方公共団体を含む公共施設の管理者にとって、個別施設計画の策定やその見直しは、国庫補助事業等の要件設定の有無に関わらず、上記目的の達成のために必要不可欠なものである。さらに、個別施設計画については、「新経済・財政計画改革工程表2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)において、令和4年度末までに策定率を100%とする目標が掲げられているが、学校施設環境改善交付金の対象施設である公立学校施設についてはほぼ全ての地方公共団体において策定されているところであり、その策定に具体的な支障があるとは考えていない。

学校施設環境改善交付金については、厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、個別施設計画の策定状況を踏まえて事業採択等を行っているが、上記の状況や引き続き効果的・効率的な施設整備に取り組む必要性に鑑みれば、個別施設計画の策定状況を考慮しない取扱いをすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業推進にあたっては、中長期的な方針を検討することは重要であり、1次回答の内容については理解している。当市は既に個別施設計画を策定済みであることから、現時点で要件化に伴う具体的な支障は生じていないものの、現在、公共施設等総合管理計画で行われているように、今後、個別施設計画も同様に、国庫補助等や起債を前提として計画の見直し等を求められた場合には、新たな事務負担が生じるものと想定している。個別施設計画については、既に多くの地方公共団体において策定済みの状況であることからすれば、本計画の策定を補助金や起債の要件とすることは実質的には意味を成していないのではないかと考える。本計画の策定自体が元々任意であることも踏まえれば、補助金や起債の要件からは外す、あるいは他の既存の計画で代用するなど、地方の自主性に委ねるべきであると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

【共通】

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

【総務省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいる中、起債を行うた

めの要件を確認する必要があるとしても、当該計画の策定を要件化する必要性はないのではないか。

【文部科学省】

既に多くの地方公共団体において公立学校施設に関する個別施設計画の策定が進んでいること、また、当該計画はあくまで任意であることからすれば、当該計画の策定を補助要件とする必要性はないのではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省】

地方自治体は、国が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、公共施設等総合管理計画を策定することとされており、その上で、各省庁が所管するインフラ類型ごとに、個別施設計画が策定されることとなるのが、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系である。

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられている仕組であるが、その起債の要件として個別施設計画の策定を求めているのは、個別施設計画に記載されている、当該団体における施設ごとのインフラ老朽化対策の中長期的な方針及び、起債の対象となる個別の施設における集約化・複合化、長寿命化等の施設ごとの対応方針を確認する必要があるからであり、国と地方を通じたインフラ老朽化対策の体系に沿っているものである。

各地方自治体が、中長期的な視点から公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化していくことが重要であり、地方自治体が中長期的な取組の方向性を定めた上で、個別施設ごとに公共施設等の適正管理の取組が計画的に実施されているのかを判断するに当たっては、当該施設について、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定を要件とすることは適切と考えるので、ご理解いただきたい。

【文部科学省】

一次回答のとおり、個別施設計画は複合化・集約化等を含む長寿命化対策やトータルコストの縮減・予算の平準化等の中長期的な施設管理の取組の方向性を記載するもので、学校施設等のメンテナンスサイクルの核となるものであり、骨太方針に基づく「新経済・財政計画改革工程表 2021」(令和3年12月23日経済財政諮問会議決定)においては、その内容充実・更新等を行うべきものとされている。また、地方分権改革有識者会議「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」(令和4年2月28日)においても、「財政上の特例措置の前提としての計画等については、(略)計画等の策定を求めること自体、禁じるべきとまでは考えない」との見解が示されている。

厳しい財政状況の中で効果的・効率的な施設整備を図る観点から、学校施設環境改善交付金においても、当該個別施設計画を踏まえた事業採択等を行うべきと考えているところ、各地方公共団体における個別施設計画の策定状況やその記載項目等の状況を踏まえ、現時点では同交付金において個別施設計画の策定状況を考慮する取扱としているものであり、その取扱は適切と考えるので、御理解いただきたい。

他方で、個別施設計画と類似する他の既存の計画が存在している場合には、地方公共団体からの相談に応じ、当該他の既存の計画で代用可能とする。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省】

(28) 公共施設等適正管理推進事業

公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

5【文部科学省】

(9) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81)

学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。

・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

280

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカードの更新は、オンライン(マイナポータル等)またはコンビニのキオスク端末からの申請手続を可能とすること。また、オンラインにより、現に有するカードの写真と更新用写真との認証や、暗証番号確認等を可能とし、更新カードは本人限定受取郵便で送付する等、市区町村窓口等の対面手続に限定せずに更新手続ができるよう、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」の住所地市町村の事務所への出頭を求める記載等を改定するとともに、オンライン等でも更新手続ができることを明文化する等、必要な措置を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

マイナンバーカード更新のためには、申請者の本人確認のため、市区町村窓口など対面による手続が必要とされている。

【支障事例】

現状でもマイナンバーカード交付関連手続のために市区町村窓口が混雑している中で、今後、健康保険証や運転免許証等との一体化により、マイナンバーカードの普及・利活用が進めば、カード更新等の手続のために来庁した方で、更なる窓口の混雑が予想され、市区町村の窓口だけでは対応しきれない恐れがある。

【制度改正の必要性】

個人番号カードの交付等に関する事務処理要領やカード交付に関する法令は、平成28年1月から始まったマイナンバーカードの初回交付を想定した内容になっていると思料され、カード普及後を見据えた改正が必要である。

【支障の解決策】

署名用電子証明書のパスワードの初期化・再設定については、専用アプリによる顔認証等により、コンビニのキオスク端末でも手続が可能となった。

マイナンバーカードの更新についても、同様の手法を活用するなど、コンビニやオンラインでも手続ができるようにしていただきたい。

【参考】

当市のマイナンバーカード更新対象者(見込み)

令和4年度 865人

令和5年度 1,466人

令和6年度 12,167人

令和7年度 50,066人

窓口における一人当たりの手続きに要する時間:15分(申請)+15分(交付)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナンバーカードの更新が、コンビニやオンラインなど、市区町村窓口等を介さずに行えるようになることで、利用者的大幅な利便性向上に繋がる。
また行政側についても、窓口対応時間が縮減され、業務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 17 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第 13 条の 2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第 29 条、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領第 4-3-（1）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市

○マイナンバーカードの利活用が広がると、電子証明書の更新や暗証番号の初期化、再設定等が必要となる市民が多くなる。カードを取得した後の市民サービス向上の声も市民から上がっている現状があるため、非対面化といった手続きの必要な措置を求める。
○電子証明書を含めた更新は5年ごとに必要である。対面を前提とした現行では、交付件数が多い年度から起算して5年ごとに市の事務量が増え、年度間の業務量の平準化ができない。
市区町村窓口等を介さずに行えるようになることで、市民の利便性が向上され、行政側の負担も軽減できる。
○窓口において、他市にてマイナンバーを作成し、住民異動を行った者のマイナンバーカード関係の手続きなどを追加業務として行う必要があり、提案のとおり、業務量が増加する傾向にある。マイナンバーカードの性質上、個々人が所有していることもあり、住民異動の手続きなど、代表者のみの来庁では対応しきれず、後日の窓口混雑も招いている。
○当市におけるマイナンバーカードの交付件数は制度の初年及びマイナポイント実施年の2つのピークがある。そのため、令和8年には平成 28 年にカードの交付を受けた市民の有効期限切れに伴う再交付対応と令和3年にカードの交付を受けた成人の電子証明書更新・未成年の再交付対応が重複し、こうしたケースだけで年間 3.5 万人の来庁者が見込まれる。また、令和8年にはカードの交付率が現在の倍以上になり、これまで以上の券面更新・暗証番号再設定等の事務が生じることが想定される。庁舎窓口カウンターの構造や統合端末・住基ネット回線の手配を考えると臨時的な窓口増設等による処理能力増強には限界があるため、窓口事務・バックヤード事務に支障をきたすことが懸念される。
○当市においても、今後、年3万～5万人の更新が見込まれる。顔認証などの課題はあるものの、オンラインやキオスク端末などで手続きが可能となることで、窓口対応時間が短縮され、更新手続きの促進にもつながると考える。

各府省からの第 1 次回答

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することを原則としている。
本人確認に当たっては、住民票に記載されている申請者の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）と申請者が提示する本人確認書類に記載された個人識別事項が一致すること、申請者が提示する本人確認書類が偽造されていないものでないこと、申請者の顔と新たなマイナンバーカード及び本人確認書類に表示された顔写真が同一人物のものかと判断できるか等の確認を行っているところである。有効期間満了によるマイナンバーカードの更新の際には、更新時点での申請者の顔と、新たなマイナンバーカード又は交付申請書及び本人確認書類に表示された顔写真の確認を行う必要があるが、これをオンラインで行おうとする場合、対面と比較して同等以上に正確に確認することは困難であると考えている。
また、マイナンバーカードの交付に合わせて電子証明書の発行が行われることも想定される。電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、国際的な基準（米国立標準

技術研究所(NIST)の認証に関するガイドライン(NIST SP 800-63-3等)を踏まえて策定されている「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」上、最高位の保証レベルを実現している。仮に自身のパソコンやスマートフォン等を用いて、オンラインで本人確認を行い電子証明書の発行を行う場合、他人には知られてはいけない秘密鍵をインターネット回線に流すというセキュリティ上の問題が生じるところ。また、ガイドライン上も保証レベルが下がってしまうことから、電子証明書の活用範囲が限定されてしまう可能性もある。上記の理由から、オンラインで本人確認を行って、マイナンバーカードの交付や電子証明書の発行・更新を行うことは、現在のところ想定していない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答内容は第74回全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会総会(令和3年10月)からほとんど進展がないが、総務省が対面での手続きを必須とするのならば、マイナンバーカード及び電子証明書の更新申請が大量に見込まれる令和7年に向けて、総務省として今後どのように取り組んでいくのかを示していただきたい。国が主導して、新型コロナウイルスワクチン接種会場のような、市区町村の枠を超えた「大規模マイナンバーカード交付(更新)会場」の設置等について検討いただきたい。併せて、それに要する人件費や窓口設置に係る会場借上料、機器の調達費等の財政支援を行っていただきたい。

また、令和6年度末にマイナンバーカードと運転免許証の一体化を開始することや、将来的な健康保険証の原則廃止等を加味した場合に、土日にマイナンバーカード交付(更新)事務を実施する必要が想定される。総務省として市区町村の窓口負担軽減や住民の利便性向上に繋がる具体的な方策を示していただきたい。

さらに、総務省がこれまで行ったマイナンバーカード関係手続にかかる施策について、市区町村へヒアリングやフォローアップを行っていただき、その効果や、市区町村の意見を確認いただきたい。例えば、郵便局において電子証明書の発行や更新ができるよう法改正が行われたが、アクセスポイントとして郵便局を位置づけるのであれば、市区町村ごとに対応させて財政措置するのではなく、国が主導して、全国2万局全ての郵便局で一律に対応できるように措置をすべきではないか。加えて、郵便局をアクセスポイントとした理由及び郵便局以外のアクセスポイントを今後どのように増やしていく計画なのかもお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

マイナンバーカードの新規発行時に厳格な本人確認を行っているにもかかわらず、更新時に改めて同等の本人確認を行うことが必要である理由をお示しいただきたい。

マイナンバーカード更新時の本人確認について、カード利用者や地方公共団体の負担軽減のため、最新の技術を活用又は応用するなどして、本人確認を対面だけでなくオンラインでも可能とすることを目指すべきではないか。

各府省からの第2次回答

マイナンバーカードは、対面に加え、オンラインでも行政手続・民間取引の際の本人確認を確実に行うことができるトラストアンカーとなる本人確認書類であることから、18歳以上は10年、18歳未満は5年の有効期間が満了した更新時においては、本人が実在していることや更新後のカードに表示される顔写真の真正性を改めて確実に確認するため、窓口における対面での本人確認を実施することとしている。

これをオンラインで実施する場合、顔写真付き本人確認書類の偽造やディープフェイク等によるなりすましの可能性を排除できないことから、対面と比較して同等以上に正確に本人確認をすることは困難である。顔認証技術と顔認証技術への不正な対抗技術に係る動向については引き続き注視してまいりたいが、現時点においては、更新時においても対面での本人確認が必要と考えている。

令和7年度以降に電子証明書の大量更新が見込まれることは認識しており、その事務処理を行う体制を構築することができるよう、市町村の負担軽減を図ることは重要であると考えており、本人確認や交付・不交付の決定以外の事務(統合端末を用いたシステム上の交付処理やカード廃止処理等)については、民間事業者に委託できる範囲を拡大するなど、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。

また、住所地市町村以外の市町村の職員が本人確認・申請受付を行うことについては、現在、住民票のある市町村以外に居住している東日本大震災の避難者や企業等の法人・団体に職員が出張する場合等に可能としているが、住民にとっての利便性向上の観点から、商業施設等の広域から人が集まりやすい場所での出張申請受付を行う場合において可能とすることについても検討を進めてまいりたい。

加えて、電子証明書の発行・更新を可能としている郵便局への事務の委託についても、窓口混雑の緩和に資するものと考えており、まずは郵便局への委託についてより多くの団体に行っていただけるよう、引き続き日本郵便株式会社とも連携して取り組んでまいりたい。

なお、ご指摘の郵便局を「アクセスポイント」とした理由については、

- ・地方公共団体の長は、郵便局に対する一定の関与が可能とされていること

- ・郵便局の職員には秘密保持義務が課されており、罰則の適用については法令により公務に従事する職員とみなされていること

- ・これまで住民票の写しの交付に係る事務等、地方公共団体から受託して公的サービスを提供してきた実績があること

などを踏まえたものであるところ。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【デジタル庁(9)(ii)】【総務省(22)(ii)】

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平14法153)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

個人番号カード及び同カードに搭載される公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間満了に伴う更新については、交付申請者の利便性の向上及び市町村(特別区を含む。)の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、更新時における本人確認をオンラインにより実施することについては、国際的な基準や行政サービス等におけるデジタル化の状況、技術開発の進展等を踏まえつつ、引き続き検討する。

5【総務省】

(24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(iii)個人番号カードの交付手続については、交付申請者が住所地の市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)以外の市町村を経由して交付申請書を提出できる場合の拡大について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

287

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国所管機関の市県民税特別徴収分の納付方法変更

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納付方法を共通納税システムを活用した納付方法へ変更する。

具体的な支障事例

国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別や税目などを確認し、最後に市町村側で印刷しておいた納入書を使って消込作業を行っている。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業(退職・転勤・所得の更正等に伴うもの。なお、紙の納入書を利用される場合には、手書きで書き直しを民間の事業所や地方公共団体などの納入元が行っている。)が不要である。そもそも国として、市県民税の特別徴収分を共通納税システムを使って電子納付する事を推進しているのであれば、国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

共通納税システムを活用した納入を行えば、税目や期別、給与所得分・退職所得分などがはっきりした情報で紐づけされ入金されるため、国所管機関独自の納入情報の通知のダウンロード作業や内容の確認及び市町村側で印刷しておいた納入書の変更作業が不要となる。また、口座に入金されたものを市町村で作成した納入書を使って情報を付与しているが、その納入書を作成する必要がなくなるため、様式の購入費や印刷経費が削減できる。

当市での件数は、年間15機関程度×12か月分=180件程度であり、全て市の口座へ入金されたのち、市で発行した納入書で消込作業を行っており、恒常的に対応が発生している。共通納税システムを活用した納入を行えばこれらが全て不要となる。

根拠法令等

支障の原因ではないが、参考根拠法令 地方税法第321条の3、第321条の4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、いわき市、ひたちなか市、川越市、桶川市、千葉市、八王子市、相模原市、横須賀市、高岡市、浜松市、名古屋市、豊橋市、城陽市、高槻市、出雲市、広島市、山陽小野田市、周防大島町、高松市、松山市、八幡浜市、東温市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

○当市での件数は、年間 80 機関程度×12 か月分=960 件程度あり。

○当市において、賛同する理由として「別途会計課を経由する間接的な納付」、「官庁会計システムを利用した税額の確認」の2点がある。

1点目の「別途会計課を経由する間接的な納付」に関しては、一度某官庁において、給与の支払と退職金の支払が異なるという理由で納付時期にずれが生じるという事態があった。当市では住民税担当と出納担当が異なる課で作業をしており、該当課同士での処理が滞る事態となった。このような納付方法を採用しているのは国の機関のみである。

2点目であるが、「官庁会計システム」を利用して事前の税額の確認をしなければならない。この時に問題が無ければそのまま納付を受け入れる形になるが、不明な金額を記入している機関を目にする。大体的場合正しい税額で入ってくるので問題はないが、実際に異動等があった場合と見分けがつかず、確認作業等で時間がかかっている。

○国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入について、国所管機関独自の方法(ADAMS IIによる市町村の口座へ直接振込)で行われており、ADAMS IIの仕組みからダウンロードした納入情報の通知で期別、税目、納入額などを確認し、1件ごとに消込データを作成して消込作業を行っている(退職所得分については、納付書を作成して指定金融機関経由で消込データを作成)。民間の事業所や地方公共団体などの納入は当市から送付した納入書を使用するか共通納税システムを利用して入金されるため、ADAMS IIによる納入の際に発生する納入情報の通知のダウンロード作業、内容の確認、消込データの作成、納付書作成が不要である。月当たり 140 件程度の納付があり、納付額の確認・消込データの作成に多くの時間を要している。国所管機関からの市県民税の特別徴収分の納入を共通納税システムを活用したものへ変更していただければ事務作業の軽減が図れる。

○現実的に市町村の事務の遂行に支障があり、手法を変更することで改善されるのであれば、検討いただきたい。

○当市においても提案団体と同様に、印刷した納入書を使って消込作業を行っている。

ADAMS IIではなく、共通納税システムを通して納入を行うことで、消込作業の効率化及び紙の滞通の保管場所の削減など、行政事務に関して改善が見込まれる。

○当市においても対応に支障が生じている。件数は令和4年5月現在、月間で 500 件を超えており、金融機関からも受入に難色を示されるケースも発生している。

令和5年度に予定される地方税共通納税制度における賦課税目拡大の背景には、金融機関における受入業務の負担軽減も深く関係しており、放置することができない問題であると考えます。

○当市においても国機関が使用する ADMS II とその他事業所等が使用する共通納税システムの両方での収納作業を行っている。国機関等が共通納税システムを利用しての納入となれば、事務量の縮減につながる。

○共通納税システム(eLTAX)を活用した納入については、電子データを取込むことで消込作業が行えることから非常に有用である。

当市の国所管機関からの納付件数は概ね月 250 件×12 か月=年間 3000 件程度発生しており、都度納入書を作成し消込作業を行わなければならない、非効率な事務となっている。

国が推奨している共通納税システムを、国所管機関が活用することで、収納消込業務の効率化が期待できる。

○当市でも入金機関や内容確認に苦慮しています。入金した機関や税目等の情報が共通納税システムにより事前に通知されれば、対応にかかる作業が効率化できます。

○当市でも、国所管機関からの市県民税特別徴収分の納入は市の口座へ入金され、約 70 機関×12 か月で年間約 840 件の取扱いがある。官公庁会計システムで納入情報を確認してどの機関からの入金分が突合し、当市発行の納付書により消込処理を実施しているが、納入情報の突合作業にかなりの時間を要し、また退職や異動等により金額が変更されて入金されることも多々あり納付書の金額訂正作業も必要なことから、入金日のうちに消込みができず公金化が遅れてしまう事態も発生している。国所管機関からの納入に地方税共通納税システムを利用することにより、それらの消込業務が不要となり迅速な公金化が可能となることから、当市のみならず全国の市町村において消込業務の効率化が可能となる。

また、当市指定金融機関より、公金収納に係る手数料等の費用負担について具体的な要望を受けているが、国所管機関からの特別徴収分の消込についても納付書により消し込むため費用負担の対象となり、地方税共通納税システムの利用料よりも高額となる見込みであることから、地方税共通納税システムを利用した納入方法に変更することにより費用負担の削減も可能となる。

令和4年3月29日付総務省通知(総行第85号・総税企第35号)「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」においても、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化と併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な費用負担となるような見直しを行うよう助言されており、地方税共通納税システム利用による業務効率化は、国の方針に沿った取り組みである。

○当市においても同様の方法で消込作業を行っている。従前の方法の場合、納入書を金融機関の窓口を持ち込んだ日が領収日(納入日)となるため、市町村側の確認作業が遅れると「実際に口座に入金された日」と領収日が大きくなることになる。領収日が納期限を過ぎると、延滞金が発生する可能性が生じる。共通納税システムであれば納入書を使って消し込むという手続きが省略でき、システムでの納入日が領収日となるため、市町村側の作業の遅れによる延滞金発生の可能性はなくなる。

○当市でも同様の事例が約 600 機関×12 か月分発生しており、各機関への消込処理に膨大な事務処理時間を要している。

○当市も同様に、国所管機関独自の方法(ADAMS II)により、国所管機関からの振込が別段口座ある。口座に入金されたものを当市で作成した納付書により消し込み作業を行っていることから、納入情報の確認から納付書作成までに時間を費やしている。また、賦課当初に1年間の納付書を送付しているにもかかわらず、その納付書は使用されず、当市で改めて納付書を作成することになり無駄が発生している。件数は、年間約 2,400 件(約 200 件/月×12 ヶ月)。

○ADAMS II から送信される入金情報を確認及び必要に応じて修正後、官公庁より入金された内容との突合せを毎月 300 件以上行っている。その作業に時間がかかるため、消込されるまでにも時間がかかってしまい、大変な労力がかかっている。

○当市の場合、同一機関が複数回に分けてADAMS II の手続きを行うことがあり一月あたり約 200 件の処理を行っている。

ADAMS II の場合、異動届の提出漏れにより賦課額と納付金額に差が生じることが多々あるが、共通納税システムであれば異動届の提出も可能である。

また、指定番号の記載誤り等も多く、事業所の特定に時間を要している。

加えて、地方検察庁においては、正職員はADAMS II の帳票、非常勤職員は別システムでの帳票となっており、帳票が同日に届かないことも多く、消込作業に数日要することもある。

○現在、国所管機関からの市県民税特別徴収分について、ADAMS II からダウンロードしたデータと口座に入金された明細データを突合し、納入書を作成しております。提案団体のご意見とおり、国所管機関についても共通納税を利用してもらえれば、突合作業や納入書出力作業の人件費、納入書様式作成経費など削減が出来ます。

○当市においても同様の支障が生じているため、国所管機関が共通納税システムを活用する際、例えば管理番号の入力漏れがあった場合、市町村側で補記する必要が生じるなど、かえって事務負担が増加することとなるため、正確な操作をお願いしたい。

各府省からの第1次回答

提案いただいた内容に関しては、地方自治体職員の業務効率化に資することから、共通納税システムを活用した納付方法の変更に向けて、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

既存のシステムを活用することで、地方自治体の事務がより効率的となる事や国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化が実現できるため、積極的な検討をお願いしたい。また、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について(令和4年4月1日総税企第23号総務大臣通知)」に、「各地方団体においては、職員に係る源泉所得税及び個人住民税(給与所得及び退職所得に係る特別徴収分)の納付について、e-Tax及びeLTAXを利用することにより会計担当課等や指定金融機関における事務の効率化に繋がることから、積極的な利用に取り組んでいただきたいこと」とある様に、共通納税システムの利用を地方自治体へ促している状況であるため、まず率先して国から利用していただきたい。

共通納税システムの利用拡大は国全体の課題と捉えられており、今回の提案についてもこの解決に資するものとする。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

国が推奨している共通納税システムを国所管機関が活用することで、収納消込事務の効率化が期待できる。そのため、共通納税システムを活用した納付方法への変更の早期実現を求める。

また、今後の検討状況や進捗に関しては、随時情報提供を行っていただきたい。

【名古屋市】

「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」では、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」とされている。

当該提案の検討にあたっては、これらの観点を踏まえ、地方自治体職員の業務効率化だけでなく、指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化の観点からも実現が望まれるものであることに留意いただいたうえで進めていただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

御意見も踏まえ、今後、関係機関(デジタル庁、総務省、財務省等)において提案内容にかかる課題整理や具体的な実現方策について検討を進めてまいります。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定)記載内容

5【デジタル庁(5)】【総務省(12)(ii)】【財務省(3)】

地方税法(昭25法226)

国から地方公共団体への道府県民税及び市町村民税に係る特別徴収分の納付方法については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)を活用した納付の実現に向け、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

289

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制緩和

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における、マイナンバー利用事務系への接続にかかる規制を緩和し、テレワーク及び無線接続においても利用を可能とすること。

具体的な支障事例

【現在の制度】

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」により、マイナンバー利用事務系のシステムに接続が許される環境は、各自治体庁内及び有線接続に限定され、テレワークにおける接続や無線接続は禁止となっている。

【支障事例】

税務職員が行う事務は税務情報を取り扱うものが大半であることから、マイナンバー利用事務系のシステムにアクセスするために、庁舎への出勤をせざるを得ず、全くテレワークを行うことができない。また、無線接続が禁止のため現地調査時にオンラインでの確認ができない。

例えば、現地調査中に土地の評価内容などを確認したい場合や、調査にて判明した事実、調査中に受け付けた納税者の申告について、システムに記録したい場合があったとしても、マイナンバー利用事務系内の税務情報システムに接続し、閲覧・記録することができないことから、帰庁後に調査結果をまとめて評価内容の確認や調査結果の記録、申告の反映をすることになり、事務効率及び納税者サービスがかなり劣る。

さらに、固定資産税(土地)評価事務では、1回の現地調査で多くの土地の利用状況などを確認するが、必要な情報は全て紙に打ち出して持ち出しており、ペーパーレスが実現できていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

税務システムの庁舎外での活用が可能になることにより、出張先における納税者からの問合せや追加で生じた調査事項に対し、庁舎に持ち帰っての確認や、再度の訪問をすることなく、きめ細かい対応が可能になり、納税者サービスの向上に資する。

また、現在は、出張で用いる調査票を紙で出力し、現地で記入した上で、帰庁後に税務システムに調査結果を入力する作業が生じているが、直接入力できることで二度手間が生じず、事務の効率化に資する。

根拠法令等

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川崎市、富士見市、豊田市、長岡京市、兵庫県、佐世保市、宮崎県

○当市においてもテレワークを阻害する要因の1つに、マイナンバー利用事務系の業務担当課において、システムへの接続ができないことがある。マイナンバー利用事務系、特に税務システムにおいては住民対応せずに
行う業務が多いため、効果が期待できる。
○将来的に事務のペーパーレス化や事務室のフリーアドレス化等による業務改善を検討しており、実現のためには全ネットワークの無線化が必要である。マイナンバー利用事務系の無線接続ができない場合、その関連部署では無線化できず、事務改善を実現できない。
○番号利用事務系ネットワークについて、閉域 LTE 網や WPA(Enterprise)等、高いセキュリティを確保した上で、各団体の判断により無線接続を行うことは問題ないとする。(想定しうる支障事例)臨時の執務室での書類
審査等の対応を行う場合、有線 LAN の敷設等が必須となる。

各府省からの第1次回答

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」は各地方公共団体が情報セキュリティ
ポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説した
ものである。したがって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団
体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報セキュリティポリシーに
基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。
各地方公共団体が定める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の位置づけについては理解できるもの
の、本ガイドライン内で明確に不可と規定されていることにより、各自治体では無線LANの活用余地がないもの
と考えざるを得ず、各自治体の独自のセキュリティ対策が阻害されている。
本件について、各自治体の運用次第で活用余地があるのであれば、その旨を本ガイドライン内に明記いただく
など、各自治体が本ガイドラインの主旨を踏まえ、それぞれの状況に応じて適切にセキュリティ対策を検討・実
施できるよう、ガイドラインの記載について、引き続き改善に向けたご検討をお願いしたい。
また、活用にあたっての技術的な要件など、セキュリティ対策における留意点があれば、ぜひご教示いただきた
い。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月版)第1章本ガイドライン
の目的等」において、「地方公共団体における情報セキュリティは、各地方公共団体が保有する情報資産を守る
にあたって自ら責任を持って確保すべきものであり、情報セキュリティポリシーも各地方公共団体が組織の実態
に応じて自主的に策定するものである。本ガイドラインは、各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定
や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説したものである。した
がって、本ガイドラインで記述した構成や例文は、参考として示したものであり、各地方公共団体が独自の構成、
表現により、情報セキュリティポリシーを定めることを妨げるものではない。」と記載しているところであり、本ガイ
ドラインは各地方公共団体が独自の構成、表現により、情報セキュリティポリシーを定めることや、策定した情報
セキュリティポリシーに基づき、独自のセキュリティ対策を行うことを妨げるものではない。各地方公共団体が定
める情報セキュリティポリシーに基づき、適切なセキュリティ対策を行っていただきたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

—

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

一の公の施設に同時に二以上の指定管理者の指定が可能であることの明確化

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

指定管理者制度の運用について、各施設の状況等に応じ、一の公の施設に、同時に二以上の指定管理者を指定することが可能であることを明確化してほしい。

具体的な支障事例

【現在の制度】

指定管理者の指定については、「指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】」(第一法規、2009)123 頁によると、指定管理者制度は、『一の公の施設について、同時に二以上の指定管理者を指定することは原則として適当ではない。しかしながら、一の公の施設が複数の機能を併せ持つような場合に、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分することができるのであれば、同時に二以上の指定管理者を指定することも法律上排除されていない。』とされている。

しかしながら、このことに関する取扱い等が通知等で明確に示されていないため、「一つの公の施設が複数の機能を併せ持つ場合」でなければ、一の公の施設で同時に二以上の指定管理者を指定することが出来ないという解釈が生じてしまう。

【支障事例】

平成 29 年の都市公園法改正で公募設置管理制度(以下、「P-PFI」という。)が創設され、飲食店、売店等の公園利用者の利便向上に資する公募対象公園施設の設置と、その収益を活用した周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備改修等を一体的に行う者を公募により選定できることとなった。

この特定公園施設の管理については、国土交通省のガイドライン(都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)によると、公募対象公園施設を設置・運営する P-PFI 事業者を指定管理者とすることが可能で、一体的に管理することが公園の魅力増進や利用者の利便の向上につながるとされている。

しかし、既に別の指定管理者が管理している公園の一部に新たに P-PFI を導入する場合、複数の機能を併せ持たないため、1施設1指定管理者の原則から、P-PFI 事業者を個別に指定管理者に指定することが困難となり、特定公園施設と公募対象公園施設の一体的管理による効果が発揮できない状況が生じてしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各自治体や各施設の状況に応じて、複数の機能を併せ持たない場合でも1施設に複数の指定管理者を指定することが可能であることが明確になれば、P-PFI のような民間活力活用による公園の魅力増進や利用者の利便向上を一層推進することが可能となる。

また、管理運営状況評価を各指定管理者ごとに行うことにより、それぞれ特色のある施設の適切な PDCA を実施することが可能になるなど、P-PFI 事業の魅力的な都市公園の創出や利用者サービスの向上という事業効果を十分に発揮することができると見込まれる。

根拠法令等

地方自治法、都市公園法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、長野県、京都市、兵庫県、高松市、熊本市

○当県の県立都市公園におけるP-PFI制度の導入事例はないが、今後、民間活力の積極的な導入を図ることとしており、より柔軟な公園管理のあり方として、提案内容については、概ね賛同。
○当課においては、所管しているのが地域の拠点施設という性格上、地域運営組織以外に指定管理をさせることは考えていないところであるが、制度として複数の指定管理者を指定することについては、市の所有施設全体を考えた場合に利便性の向上につながることも期待される。

各府省からの第1次回答

平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」(以下「本通知」という。)の第1項において、都市公園の全体又は区域の一部の管理を指定管理者に行わせることができると定めている。

また、本通知の第4項に基づき、例えば、PFI事業者が事実行為として整備した公園の一部を、指定管理者制度により当該PFI事業者に管理させることができる。

本通知においては、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。よって、既に指定管理者制度により管理されている公園の一部を、Park-PFI事業者が事実行為として整備している場合について、当該Park-PFI事業者が指定管理者制度により当該区域を管理することも可能である。

一方で、一の公の施設について同時に二以上の指定管理者を指定することについては、原則として適当ではないものの、各地方公共団体において、同時に二以上の指定管理者を指定することが管理の効率化につながると判断され、施設の管理責任についても明確に区分できるのであれば、地方自治法上排除されていないところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総務省及び国土交通省から平成15年9月2日国都公緑第76号国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知「指定管理者制度による都市公園の管理について」の解釈として、「既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部を第三者が指定管理者として管理することは妨げられていないところであり、Park-PFI事業を行う場合も同様である。」との回答が得られたことから、この解釈を十分に参考とし、指定管理者制度を運用していく。なお、上記の旨を通知等により改めて地方公共団体へ周知願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

各府省からの第2次回答

今後、既に指定管理者による管理が行われている公園(又はその一部の区域)について、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合、当該区域の一部をPark-PFI事業者等の第三者が指定管理者として管理することも可能である旨、通知により地方公共団体への周知を図ってまいりたい。

令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）記載内容

5【総務省(2)】【国土交通省(1)】

地方自治法(昭22法67)及び都市公園法(昭31法79)

指定管理者が管理している公園又はその一部の区域については、既存の指定管理者との管理区分を明確にできる場合に、当該区域の一部を Park-PFI 事業者等の第三者が指定管理者として管理することが可能であることを、地方公共団体に通知する。

[措置済み(令和4年12月9日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長通知)]